

**令和４年度
地域新成長産業創出促進事業費補助金
(地域デジタルイノベーション促進事業)
公募要領（２次公募用）**

- 令和２年より、補助金申請の手続きに、電子申請システム「Ｊグランツ」が導入されています。
Ｊグランツとは：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>
- 電子申請に当たっては、Ｇビズ ID【gBiz プライム】の取得が必要です。
※ ID 発行まで約２週間を要しますので、余裕をもって御準備ください。
※ 詳細は、以下のホームページを御覧ください。
Ｇビズ ID とは：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- 本事業に係る電子申請は、公募要領等、電子申請マニュアルを御参照ください。
経済産業省ホームページ：
<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>

(受付方法)

本事業は、電子申請システム「Ｊグランツ」から申請してください。
※ 本事業の申請方法は、電子申請のみとなります。

(受付期間)

令和４年７月８日（金）～令和４年８月１６日（火）１７：００までに電子申請を実施したもの
※ 事前相談等は、各経済産業局等にて随時受け付けています。

(受付先及びお問い合わせ先)

事業実施の主たる地域を管轄する各経済産業局等
※ 詳細は、【１０．問い合わせ先】を御参照ください。

令和４年７月 経済産業省

令和４年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域デジタルイノベーション促進事業）」に係る補助事業者募集要領（２次公募用）

令和４年７月８日
経済産業省
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課

経済産業省では、令和４年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域デジタルイノベーション促進事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」「交付要綱」をよく御理解の上、また、下記の点についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会の構築に向けてデジタル投資が加速しています。地域企業が、今後も地域経済を支える主体であり続けるためには、こうした動きに取り残されることなく、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX※））を実行していくことが必要不可欠です。

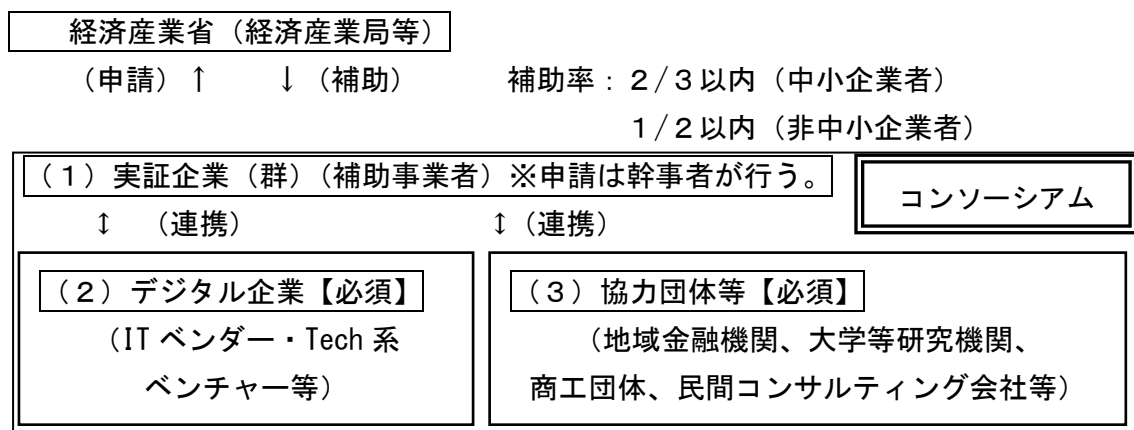
そのような中で、「地域デジタルイノベーション促進事業」では、地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築を支援し、地域発のデジタルイノベーションの先進事例を創出・普及することを目的としています。

具体的には、地域企業が IT ベンダーや Tech 系ベンチャー等のデジタル企業と地域金融機関や大学等研究機関、地域の商工団体、民間コンサルティング会社等の協力団体等と連携して取り組む、新たなビジネスモデルの構築に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）に要する費用を補助します。

（※）DX（Digital Transformation）：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

出典：経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX 推進ガイドライン）」平成30年12月

1-2. 事業スキーム



（1）実証企業（群）（補助事業者）

実証企業（群）は、経済産業省（経済産業局等）から補助金の交付を受ける者で、実証事業及び補助事業全体の運営管理等を主体的に行う者です。

また、補助事業者として、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。
なお、実証企業が中小企業者の場合は、実証企業群として複数企業で連携する

ことが必須となります。（実証企業群として連携する企業は5者を上限とします。）
その場合は、実証企業群の中から、経済産業省（経済産業局等）との総合的な連絡窓口を担うとともに、補助事業を主導しコンソーシアムを統括する幹事者を選出してください。

さらに、本予算事業において、複数の事業に実証企業として参画することはできません。

【具体的な活動のイメージ】

- ・ 市場分析
- ・ 製品・サービス等の試作
- ・ 試作物・サービスの顧客ヒアリング
- ・ 事業性の検証（F/S）
- ・ 構築したビジネスモデルを地域内外の企業等へ普及する活動 等

【幹事者の定義】

補助事業遂行のために、補助事業の全体管理及びコンソーシアムの統括を行う者のこと。コンソーシアムを代表して経済産業省（経済産業局等）への交付申請、コンソーシアムとしての状況報告（交付要綱第14条）、実績報告（交付要綱第15条）等のとりまとめを行い、経済産業省（経済産業局等）との連絡窓口となり対応を行う。

（2） デジタル企業【必須】

実証企業（群）が取り組む、実証事業に必要な技術やノウハウ等の提供を行う者です。国からの直接的な補助金の交付は受けません。例えば、IT ベンダー・Tech 系ベンチャー等が挙げられます。デジタル企業は、企業規模に関わらず、広く参画していただけます。複数者での参画も可能です。なお、デジタル企業として参画する企業は、（1）実証企業（群）として参画することはできません。

【具体的な活動のイメージ】

- ・ 実証事業に必要な技術・ノウハウ等の提供 等

（3） 協力団体等【必須】

実証企業（群）への技術やノウハウ等の提供、地域への波及・横展開に向けた活動に関するサポートを行う者です。国からの直接的な補助金の交付は受けません。例えば、地域金融機関、大学等研究機関、地域の商工団体、民間コンサルティング会社等が挙げられます。協力団体等は、業種や企業規模等に関わらず、広く参画していただけます。複数者での参画も可能です。なお、協力団体等として参画する者は、（1）実証企業（群）として参画することはできません。

【具体的な活動のイメージ】

- ・ 実証事業における技術的支援
- ・ 構築したビジネスモデルを地域内外の企業等へ普及する活動支援 等

1－3．事業内容

本事業は、実証企業（群）が実施する以下の取組を支援します。なお、実証企業（群）は以下の（１）及び（２）の両方の取組を行うことが必要です。

- （１） 自社の将来的な収益源となる、地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせた新たなビジネスモデル構築に向けた実証

【留意事項】

実証するビジネスモデルのテーマ設定においては、以下の点を考慮すること。

- ・ 自社の既存事業、競合他社の事業と比較し、新規性のあるテーマ設定となっているか（新商品・サービスの開発又は新収益モデルの構築に関するものであるか）。
- ・ デジタル技術を有効に活用するビジネスモデルの仮説が提案されているか。
- ・ 将来的に高い収益性が期待されるか。

- （２） 構築したビジネスモデルを地域内外の企業等へ普及する活動

【具体的な活動のイメージ】

- ・ 実証企業（群）が構築したビジネスモデルを共に推進する地域企業を発掘するための説明会の開催
- ・ ビジネスモデルの構築に新たに取り組む企業を発掘するための意識改革を目的とした、実証企業（群）が構築したビジネスモデルを紹介するセミナーや勉強会の開催

（１）の実証事業の成果を踏まえ、事業年度中に「新たなビジネスモデルの事業設計書」を作成し、経済産業省（経済産業局等）へ提出してください。

なお、提出いただいた「新たなビジネスモデルの事業設計書」を元に、事業年度終了後３年目までに、構築したビジネスモデルによる売上を計上することを目標としていただきます。

1－4．事業実施期間

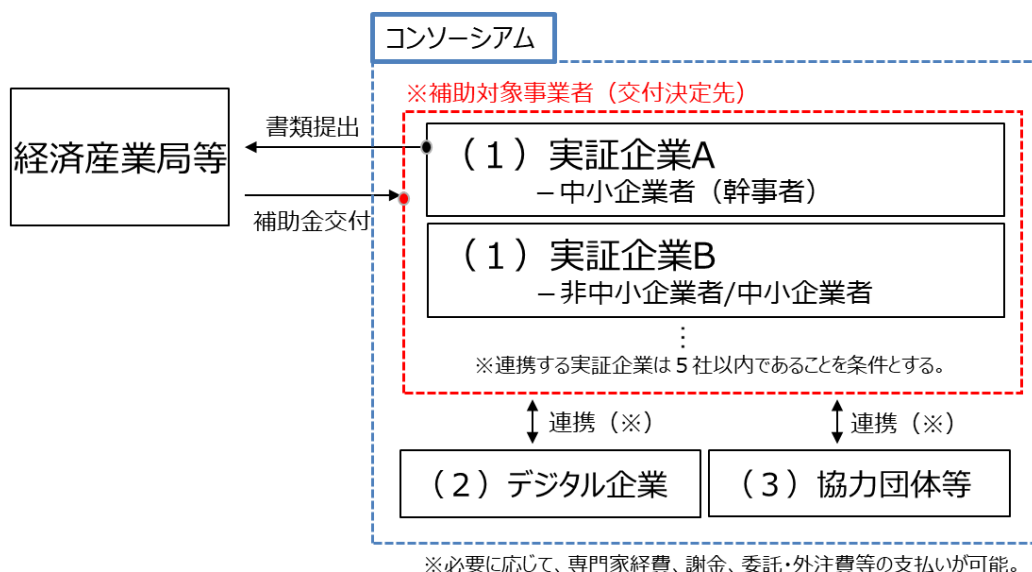
交付決定日～令和５年３月３１日

1-5. 応募資格

本事業の応募に当たっては、実証企業（群）、デジタル企業、協力団体等を含むコンソーシアムを形成する必要があります。

【実証企業が中小企業者の場合】

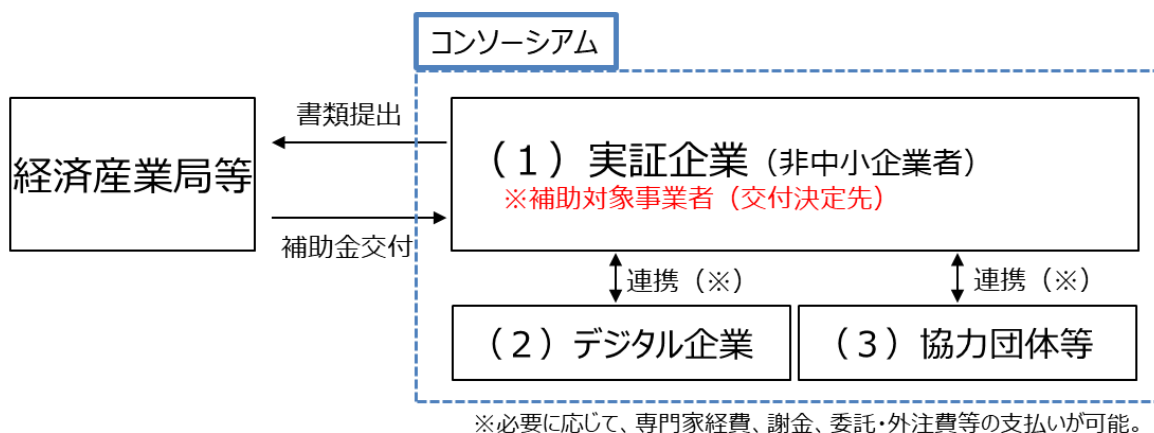
実証企業が中小企業者の場合は、実証企業群として複数企業で連携することが必須となります。したがって、デジタル企業と協力団体等を含め、4者以上が参画したコンソーシアムを形成する必要があります。



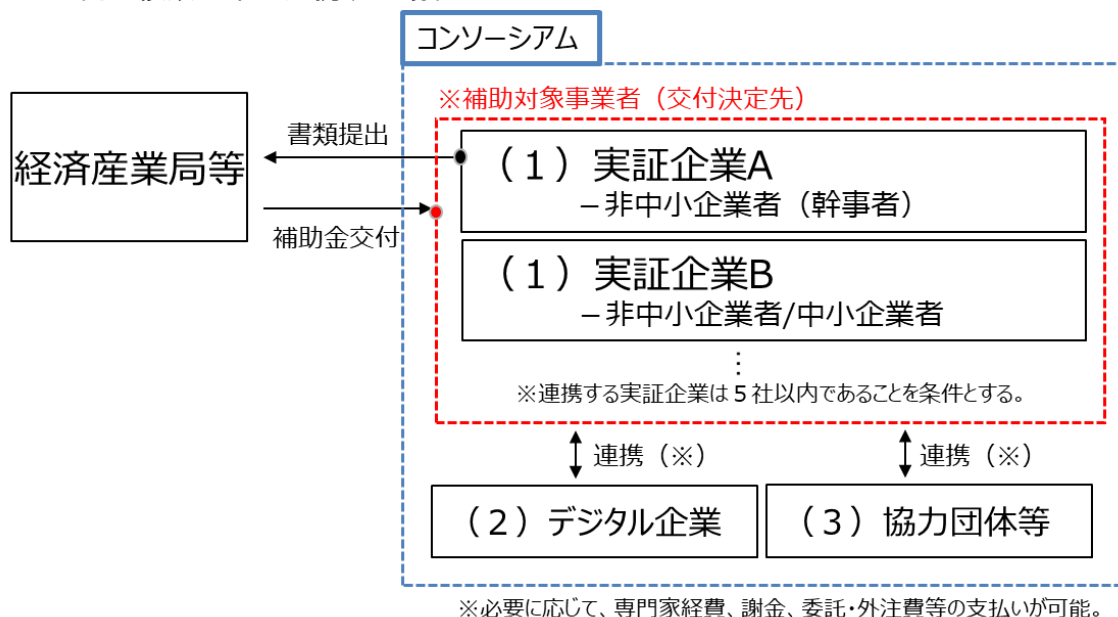
【実証企業が非中小企業者の場合】

実証企業が非中小企業の場合は、実証企業群として複数企業で連携することは必須ではありません。

＜例：非中小企業者単独の場合＞



<例：複数企業で連携する場合>



1－6．資格要件

実証企業（群）は、次の要件をいずれも満たす者に限ります。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 法人格を有すること。
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 常時使用する従業員の数が、1,000人未満の会社であること。
※会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）に限る。
- ⑦ 補助金の交付は事業終了後となるため、事業実施期間中に発生する経費（コンソーシアムの参画者への委託・外注・謝金支払等を含む）を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること。
- ⑧ 当該事業の期間中及び当該事業の終了後における事業の実施主体であること。（実証企業（群）が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

さらに、幹事者となる者は、自ら実証事業を実施するとともに、当該事業の運営管理等を行う組織であるため、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (i) 幹事者としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (ii) 交付決定後のコンソーシアムにおける経理実務（委託・外注・謝金支払等を含む）

について、責任を持って管理できること。

- (iii) 当該事業の期間中及び当該事業の終了後３年度までにおいて、経済産業省の求めに応じて、指定の方法で事業の活動状況・成果等を報告可能な主体であること。

【２．補助交付の要件】

２－１．採択予定件数：３件程度

採択予定件数は、公募開始時点での想定であり、今後、変更になることもあります。

２－２．補助率・補助額

補助率及び補助上限額は下記のとおりです。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省（経済産業局等）と調整した上で決定することとします。

補 助 率：中小企業者 補助対象経費の２／３以内

非中小企業者 補助対象経費の１／２以内

補助上限額：中小企業者 １，５００万円／者

非中小企業者 １，１００万円／者

- ※ 実証企業群として複数企業の連携により申請する場合、参画する実証企業１者につき、幹事者の補助上限額の１０％を上乗せした額が、幹事者の補助上限額となります。

＜例：実証企業が合計３者で連携し、幹事者が中小企業者の場合＞

実証企業Ａ（幹事者、中小企業者） 補助上限額：１，８００万円（１，５００万＋１５０万＋１５０万）

実証企業Ｂ（非中小企業者） 補助上限額：１，１００万円

実証企業Ｃ（中小企業者） 補助上限額：１，５００万円

- ※ 中小企業者：資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（「中小企業等経営強化法」第２条第１項に規定するものを指す。）

業種	資本金	従業員数（常勤）
製造業、建設業、運輸業、旅行業	３億円	３００人
卸売業	１億円	１００人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	５,０００万円	１００人
小売業	５,０００万円	５０人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円	９００人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人
旅館業	５,０００万円	２００人
その他の業種（上記以外）	３億円	３００人

- ・ 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。
- ・ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

※ ただし、以下のいずれか1つ以上に該当する中小企業者は、非中小企業者として扱われることとします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者補助金の交付の申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

大企業とは、上記で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合

※ 非中小企業者：中小企業者以外のすべての者。なお、本事業では、常時使用する従業員の数が1,000人未満の会社に限ります。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を得た場合は可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者に御相談ください。必要な書類等を御案内します。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは、以下ホームページを御覧ください。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますので御注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

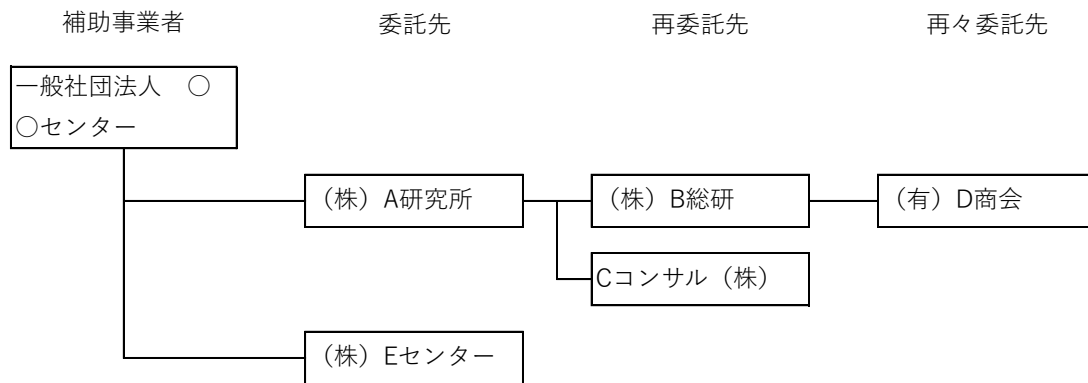
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和4年7月8日（金）

締切日：令和4年8月16日（火）17時

4-2. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するにはG ビズ ID の取得が必要です。
- ※J グランツでの提出方法等の詳細は、J グランツに掲載しているマニュアルを御参照ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>

- ☐ 申請書（様式1）
- ☐ 提案書（様式2）
- ☐ 株主等一覧（様式3）
※実証企業ごとに作成してください。
- ☐ 役員名簿（様式4）
※実証企業ごとに作成してください。
- ☐ スケジュール・支出計画・資金調達内訳（様式5）
※実証企業ごとに作成してください。
- ☐ 金融機関支援計画書（様式6）
※5-2.（3）に該当する場合
- ☐ 認定経営革新等支援機関支援計画書（様式7）
※5-2.（3）に該当する場合
- ☐ 賃金引上げに係る誓約書（様式8）
※5-2.（4）に該当する場合
※実証企業ごとに作成してください。

- 特定適用事業所該当通知書の写し
※５－２．（４）に該当し、被用者保険の任意適用に取り組む場合
※該当する実証企業ごとにご提出ください。
- 実証企業（群）の直近の決算報告書（１か年分の貸借対照表、損益計算書）
※設立１年未満の場合は、事業計画書及び収支予算書、母体となる企業の決算報告書等、財務的基盤を確認できる代替資料をご提出ください。
※実証企業ごとにご提出ください。
- 産業競争力強化法施行規則第十一条の三第一項の認定書の写し
※５－２．（１）に該当する場合
- 実証企業（群）、デジタル企業、協力団体等の団体・企業概要（パンフレット等）
※任意

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4－３．応募書類の提出先

応募書類はＪグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※１ Ｊグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合等）は、システム利用に必要なＧビズIDの取得ができませんので御注意ください。

※２ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※３ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【５．審査・採択】

５－１．審査・採択方法

外部有識者による採択審査委員会において、別紙で定める審査基準に基づいて審査を行います。審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 加点措置

以下の条件を満たす場合は、審査において加点します。

- (1) 公募開始時点において、実証企業（群）のうち1者でも情報処理の促進に関する法律に基づくDX認定を受けている又は、産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定を受けている場合
- (2) 公募開始時点において、実証企業（群）のうち1者でも地域未来牽引企業に選定されている又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合
- (3) 公募申請書様式2「6. ビジネスモデルの事業化計画」を金融機関又は認定経営革新等支援機関と共に策定し、経済産業省（経済産業局等）に支援計画書（様式6又は様式7）を提出している場合

参考：認定経営革新等支援機関検索システム

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

- (4) 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間に、以下の条件を満たす目標を掲げ、経済産業省（経済産業局等）に誓約書（様式8）を提出している場合

①給与支給総額が年率1.5%以上増加すること（被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率1%以上増加）。

②事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を、毎年3月時点に、地域別最低賃金＋30円以上の水準とすること。

※1 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）をいう。

※2 被用者保険の任意適用とは、従業員規模51名～500名（ただし、2022年10月以降は、51名～99名）の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることを指す。

※3 上記（4）の加点を受けるためには、実証企業（群）に参画するすべての企業が同じ水準で賃上げに取り組むことが必要。

※4 補助事業終了後に実施する事業化状況等報告時に、正当な理由なく、誓約した水準に達していなかった場合には、その実証企業名を公表することとする。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者及びコンソーシアムの参画者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省（経済産業局等）に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省（経済産業局等）が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省（経済産業局等）との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますので御了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
プロトタイピング費	実証事業に必要な顧客分析、課題整理、事業案の磨き上げ、事業性評価に要するプロトタイプ（事業案の仮説検証を迅速かつ安価に進めるために作成する、簡素な試作物）の作成に要する原材料費及び社外設備・SaaSの利用経費等
マーケティング費	実証事業に必要な顧客分析、課題整理、事業案の磨き上げ、事業性評価に要する市場調査等の経費（職員の人件費、営業経費を除く。）
専門家経費	事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費（本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要な場合に依頼したコンサルティング・サービス等であり、下記の謝金に該当する経費を除く。）
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会議借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入、製造に必要な経費
借料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費

消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例） -通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料、クラウドサービス利用料等） -光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） -設備の修繕・保守費 -翻訳通訳、速記費用 -文献購入費、法定検査料、検定料、特許出願関連費用等
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・パソコン・タブレット等、汎用性が高く補助事業の目的外使用になり得るもの
- ・実証企業間での調達に要する費用（ただし、やむを得ない理由がある場合には、理由書を提出のうえ原価で認める場合もありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④ 補助事業を遂行するに当たっては、関係法令を遵守してください。

【１０．問い合わせ先】

(経済産業局等)

局名・窓口担当課	住所	電話番号、E-Mail	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課	札幌市北区北 8 条 西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-700-2253 hokkaido- seizojoho@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部 地域経済課	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4876 thk-chikei@meti.go.jp	青森・岩手・宮 城・秋田・山 形・福島
関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	さいたま市中央区 新都心 1 番地 1 さいたま新都心合 同庁舎 1 号館	048-600-0253 bz1-kanto-degital- yosan@meti.go.jp	茨城・栃木・群 馬・埼玉・千 葉・東京・神奈 川・新潟・長 野・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課	名古屋市中区三の 丸 2-5-2	052-951-0570 chb-jisedai@meti.go.jp	愛知・岐阜・三 重
中部経済産業局 電力・ガス事業北 陸支局 地域経済産業課	富山市牛島新町 1 1 番 7 号 富山地方合同庁舎	076-432-5518 hokuriku@meti.go.jp	富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課	大阪市中央区大手 前 1-5-4 4 大阪合同庁舎 1 号 館	06-6966-6011 kin-innovation@meti.go.jp	福井・滋賀・京 都・大阪・兵 庫・奈良・和歌 山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	広島市中区上八丁 堀 6 番 3 0 号 広島合同庁舎 2 号 館	082-224-5684 chikeikagyoumu@meti.go.jp	鳥取・島根・岡 山・広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業・情報政 策課	高松市サンポート 3 番 3 3 号 高松サンポート合 同庁舎	087-811-8521 sik-seizojoho@meti.go.jp	徳島・香川・愛 媛・高知
九州経済産業局 地域経済部 情報政策課 デジ タル経済室	福岡市博多区博多 駅東 2-1 1-1 福岡合同庁舎	092-482-5552 kyushu-iot@meti.go.jp	福岡・佐賀・長 崎・熊本・大 分・宮崎・鹿児 島
内閣府沖縄総合事 務局 経済産業部 地域経済課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇地方合同庁舎 2 号館	098-866-1730 bz1-okn- miraidx@meti.go.jp	沖縄

(本省) 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課
「地域デジタルイノベーション促進事業」担当
TEL: 03-3501-0645 FAX: 03-3501-6231
E-mail: bz1-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp

(参考) 地域未来 DX 投資促進事業 予算 PR 資料
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/ip/chiiki_02.pdf

以上

(別紙)

令和４年度地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域デジタルイノベーション促進事業） 審査基準

審査項目		審査内容
１．基本的事項 ※いずれかが不適(×)の場合は不採択		
①	事業者としての適格性	・実証企業(群)は、公募要領１－６、資格要件①～⑧に記載の要件をすべて満たしているか。 ・幹事者となる者は、公募要領１－６、資格要件(ⅰ)～(ⅲ)に記載の要件をすべて満たしているか。
②	財務的基盤	・実証企業(群)は、補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できるか。
③	事業の適格性	申請内容が、事業目的及び内容の要件を全て満たしているか。
２．事業の内容に関する事項		
２－１．実証企業による事業の有効性・合理性		
①	実証するビジネスモデルのテーマ設定の妥当性・将来性	・自社の既存事業、競合他社の事業と比較し、新規性のあるテーマ設定となっているか(新商品・サービスの開発又は新収益モデルの構築に関するものであるか)。 ・デジタル技術を有効に活用する実証事業が提案されているか。 ・将来的に高い収益性が期待されるか。
②	実証事業の合理性	実証企業(群)のビジネスモデルの実証は、以下の点を踏まえて、実行可能かつ効果的なものとして提案されているか。 ・事業年度内の目標設定、必要経費の計上は妥当であるか。 ・試作品等の顧客テストや事業コンセプトの仮説検証手法等のビジネスモデルの実証方法が効果的に設計されているか。 ・事業性評価の指標や手法が合理的に設計されているか。 ・売上計上までの戦略とスケジュールが合理的かつ妥当なものか。
③	構築したビジネスモデルを地域内外企業等へ普及する活動の有効性	構築したビジネスモデルを地域内外の企業等へ普及する活動は、コンソーシアムの強みを生かした工夫がなされ、実行可能で効果的なものとなっているか。
④	実証事業の実施体制の充実度	・ビジネスモデルの実証は、実証企業(群)の担当者任せにせず、実証企業(群)の経営者自身も関与する体制となっているか。 ・コンソーシアムが多様な主体で構成され、互いに連携し合い、より効果的な実証事業を実施する提案がなされているか。
２－２．デジタル企業による実証支援の有効性		
①	デジタル企業による実証支援の有効性	デジタル企業による、実証企業(群)のビジネスモデルの実証に対する支援は、実行可能かつ効果的なものか。
②	デジタル企業、支援人材の能力・実績等の水準	ビジネスモデルの実証に必要な試作、マーケティング、事業性評価等を指導・支援可能な優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。
２－３．協力団体等による実証支援の有効性		
①	協力団体等による実証及び普及展開支援の有効性	協力団体等による、実証企業(群)のビジネスモデルの実証や地域内外への普及活動に対する支援は、実行可能かつ効果的なものか。
②	協力団体等、支援人材の能力・実績等の水準	ビジネスモデルの実証に必要な試作、マーケティング、事業性評価や地域内外への普及活動等を指導・支援可能な優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。
２－４．地域特性		
①	地域の特性や強みに関する理解度	事業実施の主たる地域の特性や強みを十分認識できているか。
②	地域性を踏まえた実証するビジネスモデルのテーマ等の将来性	実証するビジネスモデルのテーマ及び内容並びに実施手法は、地域の特性・強みや経済・社会動向に照らして、その地域の産業構造の革新に資すると期待されるものか。
３．加点項目		
①	地域未来牽引企業又は承認地域経済牽引事業者	実証企業(群)において１者でも、地域未来牽引企業(※1)に選定されている又は、地域経済牽引事業計画の承認を受けている(※2)場合は加点。 (※1) 「企業類型・目標設定シート」を提出済みの場合のみ https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/seido_minashi/index.html (※2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている
②	情報処理の促進に関する法律に基づくDX認定を受けてる事業者又は産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定を受けている事業者	実証企業(群)において１者でも、情報処理の促進に関する法律に基づくDX認定(※3)を受けている又は産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定(※4)を受けている場合は加点。 (※3) 「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(2020年5月15日に施行)」に基づく認定制度。 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html (※4) 事業者が、自社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、事業者全体で組織的な戦略に基づき、前向きな未来投資を通じた事業変革(新商品・新サービスの生産・販売や新販売・新生産方式の導入)を実行し、産業競争力の強化を図る取組(＝事業適応)を計画したもの。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekie.html
③	金融機関又は認定経営革新等支援機関との連携	様式６、７における補助事業終了後の事業計画を、金融機関又は認定経営革新等支援機関とともに作成している場合は加点。
④	賃上げを誓約している事業者	補助事業の完了した日の属する会計年度終了後３年間で、以下の条件を満たす目標を掲げ、経済産業省(経済産業局等)に誓約書(様式８)を提出している場合は加点。 ①給与支給総額が年率１．５％以上増加すること(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改正に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率１％以上増加) ②事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を、毎年３月時点で、地域別最低賃金＋３０円以上の水準とすること。 ※実証企業(群)に参画するすべての企業が同じ水準で賃上げに取り組むことが必要。